

債権管理の適正化のための取組方針

平成 20 年 2 月 6 日
千葉県債権管理連絡会議

1 はじめに

貸付金、使用料、負担金など県が有する債権については、多くの県民が誠実に納付している一方、支払能力があるにも関わらず納付しない滞納者もあり、多額の収入未済が発生している。

こうした滞納については、県民負担の公平性・公正性を確保するという観点から、県として滞納は許さないという厳正な姿勢で回収を図る必要がある。

また、本県の財政状況は、社会保障費をはじめとする義務的経費が引き続き増加する一方、地方交付税が抑制される傾向にあるなど、依然として厳しい状況が続いており、収入未済を縮減し、歳入の確保を図ることが重要な課題となっている。

2 収入未済金の現状と債権管理の課題

(1) 収入未済金の現況

県の収入未済額は、平成 18 年度決算ベースで、県税を除き、約 24 億円*となっている。

また、公営企業会計については、実質的な滞納額が約 16 億円となっている。

*約 24 億円の内訳（一般会計：約 19 億円、特別会計：約 5 億円）

(2) 債権管理の課題

県税については、納税交渉や財産調査、搜索、差押、公売等様々な対応が法令等に基づき講じられているが、県税以外の債権については、種類、性質も多岐にわたり、また、統一的な取扱いが定められていないことなどから、日常の債権管理、滞納が発生した場合の対応、事務マニュアルの整備等が必ずしも十分に行われているとは言えない。

こうしたことから、県税以外の債権についても、管理の徹底と滞納の未然防止、債権回収の強化等収入未済の縮減に向けた取組を全庁的に推進していく必要がある。

3 今後の取組

(1) 基本方針

県民負担の公平性・公正性の確保及び歳入確保の観点から、次の事項を中心に全庁的な取組を行う。

- **滞納の未然防止《日常業務における適切な制度運用》**
審査の強化、債務者等に対する制度の周知、記録の整備、債務者の情報収集・状況調査等を行い、滞納の未然防止を図る。
- **債権回収の強化《法的処理の活用を含む厳正な対応》**
適正な督促、早期交渉、訴訟提起・支払督促の申立て・強制執行等の法的処理、民間能力の活用等を行い、債権回収の強化を図る。
- **債権の適切な整理《債権の状況に合わせた適切な処理》**
収入未済債権については、その内容又は債務者等の実態に応じて、適切に整理・区分する。
- **制度管理の徹底《制度運用の実効性の確保》**
制度の見直し、納付方法の工夫、マニュアルの策定、取組の進行管理、担当職員の研修等を行い、制度管理の徹底と強化を図る。

(2) 集中取組期間の設定

平成19年度から平成22年度までを集中取組期間とし、債権管理の適正化を図る。

(3) 目標

- 各債権について、基本方針に掲げる取組を総合的に進め、県民負担の公平性・公正性の確保及び歳入の確保を図る。
- 各債権において、新規滞納発生額及び過年度を含めた滞納額が前年度を下回ることを基本とする。

(4) 債権管理の適正化のための推進体制の整備

債権管理の適正化に向けた取組が、効果的・効率的に実施できるよう全庁的な体制を整備する。

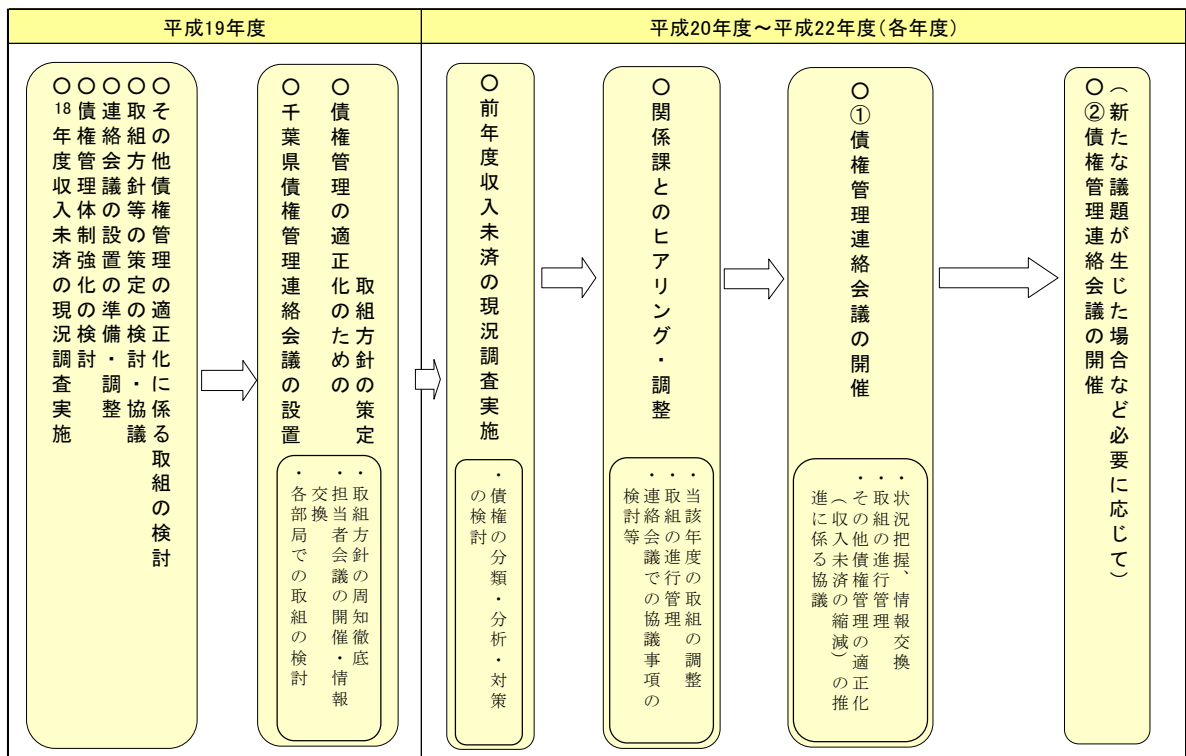
① 債権管理連絡会議による進行管理等

各部局の次長級の職員等で構成する「千葉県債権管理連絡会議」において、債権管理の適正化推進のための協議や進行管理等を行う。

② 全庁的な債権管理適正化推進のための担当窓口の設置

総務部総務課行政改革推進室に債権管理適正化担当を配置し、指導、助言及び進行管理を行う。

③ 平成19年度及び平成20年度以降の取組（スケジュール）



(5) 債権管理の適正化に向けた具体的取組

項目	内容
1 滞納の未然防止《日常業務における適切な制度運用》	
①審査の強化	・貸付金等については審査の強化を図る。
②債務者・保証人に対する制度の周知	・債務者、保証人に対し、債務不履行となった場合の対応などについて制度の周知徹底を図る。
③債権の記録の整備	・法的対応も視野に入れ、債権管理簿を整備する。
④債務者の情報収集・状況調査	・債務者の情報収集、資産状況等の調査を適切に実施する。
⑤契約後の状況変化への対応	・債務者の状況等に応じ、担保の増要求や保証人の入替などを行い、債権の保全を図る。
2 債権回収の強化《法的処理の活用を含む厳正な対応》	
①法令に基づく督促	・納付期限を過ぎても債務者が履行しない場合には、法令に基づく督促を適切に行う。
②早期交渉	・迅速かつ適切に納付交渉・納付指導を行い、早期回収を図る。
③所在調査・財産調査	・住民票の入手、勤務先の確認などにより債務者の所在の把握に努める。 ・債権の整理、強制執行の目安とするため、財産調査を適宜実施し、債務者の財産状況の把握に努める。
④時効の中断	・債権が消滅時効にかかりそうな場合には、法令に定める時効の中断の手続を適切に行う。
⑤訴訟提起・強制執行等の法的処理	・債務者に対して督促、納付交渉・納付指導を行っても、なお、納付されない場合は法的措置を講じる。 ・強制徴収により徴収する債権は、債務者の財産状況を勘案し、財産の差押、換価、換価代金の配当の手続を行う。 ・強制執行に必要な債務名義のない債権等は、状況に応じ、調停、少額訴訟、通常訴訟、支払督促の申立てなど法的処理を実施する。
⑥民間能力の活用	・債権回収会社(サービサー)、弁護士への業務委託等民間能力の活用を検討する。
3 債権の適切な整理《債権の状況に合わせた適切な処理》	
債権の実態に応じた整理	・滞納となった債権については、その内容又は債務者等の実態に応じて整理・区分することとし、履行させることが著しく困難又は不相当である場合など、法令等に定める一定の要件に該当する場合は、徴収停止、履行延期の特約及び処分、債務の免除、債権の放棄(議会の議決が必要)などの手続を適切に行う。 ・時効により消滅した債権、県が権利を放棄した債権等について、不納欠損処分を適切に行う。
4 制度管理の徹底《制度運用の実効性の確保》	
①制度の見直し・強化	・審査の強化・見直し、担保・保証人(連帯保証人)の設定、認諾約款付公正証書の作成等を行うなど制度の見直し・強化を進める。
②納付方法の工夫	・口座振替による返済や他の収納方法の導入等により、債務者の納付の利便性の向上を図る。
③個別マニュアルの策定	・債権の種類や性質を踏まえた個別マニュアルの策定を進める。
④取組の進行管理	・各債権ごとに、債権管理の取組状況の進行管理を行う。
⑤担当職員の研修等	・職員の知識・技術の向上を図るため職員研修等を実施する。